

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

1（事業の目的）

介護保険法等の関係法令の趣旨に従い、利用者に対し住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を営むことができるよう支援します。

2（事業所の概要）

運営主体の法人名（事業者名）	北島町
運営主体の代表者氏名	北島町長 古川 保博
事業所名	北島町地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
所在地	徳島県板野郡北島町中村字上地23番地の1
設立年月日	平成18年4月1日
指定介護予防支援事業所番号	3601500022
管理者・連絡先	所長 稲井 敏子 Tel 088-698-8951 : Fax 088-697-0517

3（事業所の職員体制）

職種	人員
管理者	1名
保健師	2名(うち1名管理者)
社会福祉士	1名
主任介護支援専門員	4名
介護支援専門員	1名

4（営業日及び営業時間）

営業日	月曜から金曜日（祝祭日、12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前8時半～午後5時15分

5（介護予防支援（介護予防プラン作成等）を地域包括支援センターから受託する事業者）

事業所の名称	
代表者名	
所在地	
連絡先	

5（サービス利用料及び利用者負担）

(1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。ただし、介護保険料の滞納等により、法定代理受領ができない場合は、事業所へ料金をお支払いいただきます。

1ヶ月	4,420円（月額）
初回加算	3,000円（1件あたり）
委託連携加算	3,000円（1件あたり）※居宅介護支援事業所に委託した初回のみ

6（サービス方針）

- (1) 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族と面接を行うことにより、利用者の置かれている環境や立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- (2) 利用者が有する「できる力」を可能な限り引き出し、保健・医療・福祉サービス、その他社会資源について情報を提供し、利用者の選択と自己決定に基づき総合的かつ効果的なサービス利用となるよう支援します。
- (3) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、守秘義務を守り利用者提供されるサービス等が、特定の種類又は事業者に不当に偏することのないように公正・中立に行います。

(4) 事業の運営にあたっては、保健・福祉・医療・行政・地域との連携に努め、包括的に支援します。

7 (介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの内容等)



8 (相談窓口・苦情対応)

(1) サービスに関する相談や苦情については次の窓口で対応いたします。

相談窓口	名 称	北島町地域包括支援センター
	電話番号	(088)-698-8951
	fax番号	(088)-697-0517
	対応時間	8:30~17:15
代行事業所 相談窓口	名 称	
	電話番号	
	fax番号	
	対応時間	

(2) 公的機関においても、次の機関で苦情申出等ができます。

市町村介護保険 相談窓口	名 称	北島町健康保険課
	所在地	徳島県板野郡北島町中村字上地23番地の1
	電話番号	(088)-698-9805
	fax番号	(088)-698-8494
	対応時間	8:30~17:15
国保連相談窓口 (介護保険苦情 相談窓口)	名 称	徳島県国民健康保険団体連合会
	所在地	徳島県徳島市川内町平石
	電話番号	(088)-666-0117
	fax番号	(088)-666-0228
	対応時間	8:30~17:00

9 (緊急時の対応)

サービス提供時に事故・体調の急変等が生じた場合は、速やかに家族、救急、医療機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

10 (個人情報の使用及び秘密保持)

担当職員は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持します。利用者及び家族の個人情報については、介護予防サービス計画に沿って円滑にサービス提供するために実施される、サービス会議、北島町地域包括支援センター職員と事業者との連絡調整において必要な場合、必要最小限の範囲において使用することを約束します。

個人情報の提供、管理、処分に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

11 (虐待の防止について)

事業者は、利用者の権利擁護・虐待等の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じるとともに、虐待または虐待が疑われる場合には、速やかに責任者に報告し、これを北島町に通報します。

- ①事業所は虐待防止のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ②研修等を通じて、職員の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

虐待防止に 関する責任者	北島町地域包括支援センター 管理者 稲井 敏子
-----------------	----------------------------

12 (感染症の予防及びまん延防止について)

事業者は、感染症の予防・まん延防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①感染症の予防・まん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- ②事業所における感染症の予防・まん延防止のための指針を整備し、職員に対し、感染症の予防・まん延防止のための研修・訓練を実施します。

13 (業務継続計画などについて)

事業所は、業務継続計画を策定し、感染症や非常災害時には計画に従って必要な措置を講じます。また、職員に対し、業務継続計画を周知するとともに必要な研修や訓練を実施します。

14 (利用者へのお願い)

職員は、利用者及びその家族が、信頼関係のもとに安心してサービスを受けられるよう、関係法令及び諸規定を遵守し、支援の質の向上に努めていますが、安心安全な環境で質の高い支援が提供できるよう以下の点について、ご協力ください。

- ①病院または診療所に入院する場合には、担当職員にご連絡いただくとともに、担当職員の氏名及び連絡先を入院先にお伝えください。
- ②職員に対しての暴力、暴言、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為や、ハラスメント行為等により健全な信頼関係を築くことができないと判断される場合には、サービス中止や契約を解除する場合があります。